

解散・清算、 事業譲渡、M&Aの 税務 Q & A

～顧問先にとってよりよい選択は～

税理士法人 山田&パートナーズ 著

本書の特色

解散・清算、事業譲渡、M&Aについて、法人に関する税務と役員・株主に関する税務の観点からQ&A形式で解説

中小企業の廃業に的を絞り、顧問先企業に有効・適切な支援を行うための留意点をわかりやすく紹介

廃業を検討するに当たっての課題や問題点がパターンごとに調べやすく、つかみやすい一冊！

顧問先の
廃業に携わる際の
留意点を漏れなく
把握！

解散・清算
事業譲渡
M&A の
顧問先にとって
よりよい選択は
税務

税理士法人 山田&パートナーズ

解散・清算、事業譲渡、M&Aに
まつわるあらゆる税務問題について
Q&Aでわかりやすく解説！

顧問先企業の将来を考える税理士必携の一冊！

第一法規

A5判・288頁 定価：本体3,000円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

顧問先の
廃業に携わる際の
留意点を漏れなく
把握!

13 解散事業年度、清算事業年度、最後事業年度の考え方

解散事業年度、清算事業年度、最後事業年度の考え方を教えてください。

ポイント

- ✓内国法人である株式会社が事業年度の途中で解散決議を行った場合、その事業年度開始の日から解散の日までを1事業年度（解散事業年度）とみなし、その後は、解散の日の翌日から1年ごとの期間を1事業年度（清算事業年度）とみなす。
- ✓事業年度の中で残余財産が確定した場合には、その事業年度開始の日から残余財産の確定日までを1事業年度（最後事業年度）とみなす。

A

1. 法人税法の事業年度

法人税法上の事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令又は定款等に定めるものをいいます。ただし、株式会社が解散した場合には、定款等に定められた事業年度に関わらず、会社法に規定する清算事務年度を事業年度とみなします（法基通1-2-9）。

会社法上の清算事務年度は、解散の日の翌日から始まる1年ごとの期間です（会社法494条）。したがって、事業年度の中で解散決議を行った場合、その事業年度開始の日から解散の日までの期間を1事業年度とみなし、解散の日の翌日から1年後の日までの期間を1事業年度とみなします。

度とみなします。事業年度開始の日から解散の日までの事業年度を「解散事業年度」、解散の日の翌日から1年後の日までの事業年度を「清算事業年度」といいます。

事業年度の中で残余財産が確定した場合には、その事業年度開始の日から残余財産の確定日までの期間を1事業年度とみなします（法基通1-2-9）。

例えば、3月決算の株式会社が2020年2月15日に解散決議を行い、2021年5月20日に残余財産が確定した場合の事業年度は、以下のようになります。



法人の解散事由には、株主総会等での解散決議のほか、定款等で定めた解散事由の発生などがありますが、解散の日は、解散事由に応じて次の日と定められています（法基通1-2-4）。

- (1) 株主総会等での解散決議による解散の場合
 - ①株主総会等で解散の日を定めた場合……………その定めの日
 - ②株主総会等で解散の日を定めなかった場合……………解散決議の日
- (2) 定款等による解散事由の発生による解散の場合……………解散事由の発生日

Contents

第1章 概要

- Q1 経営者が事業をやめようと考えた場合の選択肢
- Q2 解散する場合
- Q3 第三者に事業を引き継ぐ場合

第2章 会社の解散、清算

第1節 解散決議から清算終了までの流れ

- Q1 会社の解散手続の流れ
- Q2 株式会社の解散事由
- Q3 清算会社の機関設計
- Q4 清算手続中の債務の弁済
- Q5 会社解散時の登記手続
- Q6 財産目録等の作成
- Q7 清算事務年度の定時株主総会
- Q8 残余財産の分配
- Q9 清算手続の終了
- Q10 清算終了とならない場合
- Q11 雇用従業員に関して必要となる手続き
- Q12 持分会社の場合と株式会社の場合の清算手続の違い
- Q13 解散事業年度、清算事業年度、最後事業年度の考え方
- Q14 会社解散届
- Q15 解散事業年度、清算事業年度、最後事業年度の確定申告
- Q16 清算終了届

第2節 法人の税務—解散事業年度—

- Q1 申告期限
- Q2 所得計算—月数按分
- Q3 所得計算—特別償却
- Q4 所得計算—圧縮記帳と特別勘定
- Q5 所得計算—その他の留意点
- Q6 税額計算
- Q7 法人税の繰戻還付

第3節 法人の税務—清算事業年度—

- Q1 申告期限
- Q2 所得計算
- Q3 税額計算
- Q4 解散事業年度との違い
- Q5 法人税の繰戻還付
- Q6 期限切れ欠損金
- Q7 残余財産がないと見込まれるとは
- Q8 消費税等

第4節 法人の税務—最後事業年度—

- Q1 申告期限及び届出
- Q2 最後事業年度における財務書類作成上の留意点
- Q3 所得計算—現物分配
- Q4 所得計算—事業税
- Q5 所得計算—資産調整勘定
- Q6 所得計算—一括償却資産
- Q7 所得計算—繰延消費税等
- Q8 税額計算
- Q9 残余財産の分配にかかる源泉徴収
- Q10 消費税等

第5節 法人の税務—その他—

- Q1 外形標準課税法人の留意点
- Q2 保存すべき書類
- Q3 第二次納税義務

第6節 役員・従業員の税務、債権者の税務

- Q1 役員報酬
- Q2 役員退職金
- Q3 小規模企業共済
- Q4 現物支給の場合の注意点
- Q5 現物支給と現物分配の違い
- Q6 貸倒損失

第7節 株主の税務

- Q1 株主間譲渡
- Q2 自己株式の取得（金庫株）の株主の税務
- Q3 譲渡価格
- Q4 株式評価損
- Q5 法人株主への残余財産の分配
- Q6 個人株主への残余財産の分配
- Q7 現物分配
- Q8 繰越欠損金の引継ぎ

第3章 M&A

- Q1 M&Aを選択するメリット・デメリット
- Q2 M&Aの流れ
- Q3 株式譲渡の価格の決定
- Q4 株式譲渡を採用した場合の法人株主の税務
- Q5 株式譲渡を採用した場合の個人株主の税務

第4章 M&Aの場での事業譲渡、組織再編

- Q1 総論
- Q2 事業譲渡
- Q3 会社分割
- Q4 分割のパターン
- Q5 合併
- Q6 税制適格要件、不動産取得税について

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 解散清算税務QA

検索

